

奈良県警察職員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

奈良県公安委員会

委員長 中 村 憲 児

## 奈良県公安委員会規則第2号

奈良県警察職員定数規則の一部を改正する規則

奈良県警察職員定数規則（平成3年10月奈良県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「205人」を「206人」に、「695人」を「698人」に、「719人」を「723人」に、「741人」を「744人」に、「2,460人」を「2,471人」に改める。

第3条第1項中「678人」を「686人」に、「900人」を「908人」に、「1,782人」を「1,785人」に、「1,880人」を「1,883人」に、「2,460人」を「2,471人」に、「2,780人」を「2,791人」に改める。

### 附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。